

## 中央売店の運営に関する仕様書

### 1 使用物件

所在地 野中三丁目地内

施設名 中央売店

施設概要 約86.9m<sup>2</sup>

※うち、約15.8m<sup>2</sup>は付属施設(現在、自動販売機設置) ※別添図面参照

### 2 公募目的

ときわ公園の中央エリアに位置する「中央売店」は、来園者の利便の一層の向上を図るための公園施設で、ときわ公園にふさわしい魅力的なお土産やグッズ、お菓子、飲み物、軽食などを主に販売していただくとともに、誰もが利用しやすい、質の高いサービスの提供が可能な売店を安定的に経営できる出店者を選定するため公募を行う。

### 3 使用(許可)期間

(1) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

以後、毎年度、使用期間満了時に改めて使用許可を更新。

(2) 次年度以降も引き続き許可を受けたいときは、許可期間満了の日の30日前までに申請しなければならない。ただし、許可の更新を希望しない場合は、許可期間満了の日の90日前までに申し出るものとする。

### 4 営業日

① 土・日曜日、祝日は必ず営業すること。

② 休業日は市と協議の上、決定するものとする。

### 5 営業時間

事業者の企画提案により、午前9時00分から午後10時00分までの範囲内で自由に設定可能とする。

ただし、午前11時00分から午後2時00分までの間は、必ず営業すること。

### 6 営業形態

来園者を対象とした売店(軽食や飲み物の提供を含む)

### 7 使用許可及び使用料

使用許可は、宇部市都市公園条例第7条の規定に基づき許可を行う。

月額 71,500円(消費税及び地方消費税額を含む。)

※電気・ガス・水道などの光熱水費は事業者の負担とする。

## 8 店名

名称は事業者が命名することができる。

## 9 設備等

- ① 市所有の既存設備・備品は無償貸与する。
- ② その他設備等の増設・改良、営業に必要な改修工事や看板類の設置は、事前に市と協議の上、事業者の負担とする。
- ③ 店舗の形状は、原則として現使用事業者による原状回復(設備・備品等の撤去)された後、営業開始に向けて準備することとなります。
- ④ 現使用事業者が設置している設備・備品等の継続使用を希望する場合は、現使用事業者と協議が必要となる。

## 10 その他

- ① ときわ公園敷地内は禁煙。
- ② 営業に必要な、法令が定める申請・届出や、必要な資格者の設置は、事業者の責任と負担で実施すること。
- ③ 常に売店内を清潔に保ち、清掃や廃棄物処理にかかる費用は、事業者の責任と負担で実施すること。
- ④ 事業者は、使用施設を第三者に使用させてはならない。
- ⑤ 販売等の管理は事業者の責任として、火災・盗難その他の不可抗力による災害に対しても、市は一切の責任を負わないものとする。
- ⑥ 売店内において、事業者が提供した商品に起因した事件・事故等が発生した場合は、事業者の責任とする。
- ⑦ 売店運営における衛生管理に十分注意を払うとともに、これらにおいて発生した食品衛生法上の問題等については、全て使用者の負担と責任において対処すること。

## 11 留意事項

- (1) 使用上の制限 使用者は、次に掲げる事項を遵守すること。
  - ア 使用物件は、善良な管理者の注意をもって維持管理すること。
  - イ 使用物件を売店以外の用途に供してはならない。
  - ウ 使用物件を第三者に使用させてはならない。
- (2) 使用許可の取消し又は変更 次のいずれかに該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがある。
  - ア 使用者が、使用料の未納等本仕様書に違反したとき。
  - イ 応募資格の詐称その他不正な手段により使用許可を受けたとき。
  - ウ 使用者は、使用許可の取消し又は変更によって生じた損害を宇部市に求めることはできない。

### (3)原状回復及び返還

- ア 使用者は、使用期間が満了して引き続き使用しないとき又は使用許可を取り消されたときは、自己の費用で宇部市が指定する期日までに使用物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、宇部市が特に承認したときは、この限りではない。
- イ 使用者が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、宇部市が原状回復のための処置を行い、その費用を使用者の負担とすることができることとし、この場合において、使用者は何ら異議申し立てをすることはできない。

### (4) 損害賠償

- ア 使用者は、その責に帰すべき理由により、使用物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、使用者の負担により使用物件を原状に回復した場合は、この限りではない。
- イ 使用者は、前項に定める場合のほか、本仕様書に定める義務を履行しないことにより宇部市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

### (5) 有益費等の請求権の放棄

使用者は、使用物件に投じた改良のための有益費、修繕費その他の費用を宇部市に請求することはできない。

### (6) 現地確認等

宇部市は、使用物件を必要に応じ現地確認出来るものとし、資料の提出又は所定の報告を求め、使用物件の維持又は使用に関し指示することができる。

### (7) 法令の遵守

使用にあたり、関係法令、宇部市の関係条例及び規則等の定めによるもののほか、本仕様書及び別紙許可条件においての定めを遵守する。

## 12 その他

本仕様の各条項に関し疑義があるとき、その他使用物件の使用について疑義が生じたときは、宇部市と使用者で協議する。